

令和5年 下呂市農業委員会第8回総会議事録

開催日時	令和5年8月3日 14:00～15:00
開催場所	萩原農事センター 1階会議室
出席委員	1 番 山下 康子 2 番 上野 耕正 3 番 大森 公治 (推) 4 番 嶋田 浩 5 番 熊崎 みどり 7 番 林 忠助 8 番 中川 元宏 (推) 9 番 中川 輝男 (推) 10 番 田中 覚章 (推) 11 番 二村 昭司 12 番 小林 寿 13 番 川口 太三 (推) 14 番 鎌倉 誠也 15 番 中島 尊治 16 番 福井 順也 17 番 中島 次郎 (推) 18 番 二村 正明 (推) 19 番 熊崎 徹 (推) 20 番 中桐 由起子 (推) 21 番 金森 茂俊 22 番 中島 義雄 26 番 杉山 裕 (推)
欠席委員	6 番 中島 義彦 23 番 中島 悠 24 番 日下部 道男 (推) 25 番 井戸 克彦 (推)
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 34 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 35 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 議事 36 号 農地法第4条の規定による許可申請について 議事 37 号 農地法第5条の規定による許可申請について 第4 その他
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数12名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第8回農業委員会を開催いたします。
会 長	【会長あいさつ】
会 長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 1 番 山下 康子 委員 2 番 上野 耕正 委員 をお願いいたします。
会 長	議題第34号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の2～4ページをお開きください。
会 長	農地法第3条申請6件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。
今回の申請内容については、有償による所有権移転が3件、無償による所有権移転が3件提出されています。

番号1については農振農用地です。
譲渡人は農地の効率利用を図るため譲渡するものであり、譲受人は自宅に近接する申請地を譲り受け農業に励むものです。
全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

番号2については農振農用地ではありません。
譲渡人農地の効率利用を図るため譲渡するものであり、譲受人は自宅に隣接する申請地を譲り受け農業に励むものです。
全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

番号3については農振農用地ではありません。
譲渡人は高齢により管理ができないため耕作できないため譲渡するものであり、譲受人は申請地に隣接する住宅に移り住み、申請地を譲り受け農業に励むものです。
全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

番号4については農振農用地ではありません。
譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け、隣接する自己所有地とともに耕作し農業に励むものです。
全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

番号5については農振農用地ではありません。
譲渡人は離婚による財産分与のため申請地を譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。
全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

番号6については農振農用地ではありません。
譲渡人農地の効率利用を図るため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。
全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

以上、農地第3条申請について審議をお願い致します。

1番

1番について説明します。
場所は、小坂町長瀬のふれあいグラウンドに隣接しています。
譲受人の自宅のすぐ裏手にあり、譲渡人と譲受人は親戚関係です。親の代から管理を頼まれていましたが、下限面積要件がなくなったことから正式に権利を取得したいため申請されました。

3番

2番について説明します。
41号にあるスタンドの小坂側、地下道から80mほど登ったところで、譲受人の自宅の隣です。もともと譲受人の家庭菜園として管理されていたもので、このたび正式に譲り受けたいとのことです。

事務局	<p>3番について担当委員欠席のため事務局にて代読します。</p> <p>申請地は萩原の浄水場の近くで、譲受人は下呂市出身ですが名古屋に住んでいました。こちらには別荘として使っている桜洞の家があり、この度こちらに戻ってきたいとのことで農地を探していました。現地は防草シートで管理されている休耕地で、譲渡人も耕作してくれる人を探している状態でした。</p>
8番	<p>4番について説明します。</p> <p>場所は、萩原北中の山側を400mほど登ったところですが、受人は以前から管理を任されていました。現在91歳ですが、大変元気でどんどん耕作されており問題ないと考えます。</p>
15番	<p>5番について説明します。</p> <p>場所は、御厩野の鳳凰座の国道を挟んだ向かいぐらい。7年前に移住してきて家を買って住んでいましたが、離婚して旦那さんから奥さんへ、家やその周辺の農地を譲りたいとのことで。現在は休耕ですが、草刈り等の管理は行き届いています。</p>
19番	<p>6番について説明します。</p> <p>場所は、森の****の裏手、****の待機所の裏手です。実質使える農地部分は50㎡ほどしかなく、家庭菜園程度です。周囲は全て宅地で、隣に住んでいる人に譲りたいとのことです。</p>
会 長	<p>こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
21番	<p>5番は本当に管理できるの？</p>
15番	<p>現在も草刈り等できちんと管理されています。</p>
事務局	<p>別れた旦那さんも管理は手伝う予定とのことです。</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請6件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。</p> <p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。</p>
会 長	<p>議題第35号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。</p> <p>議案の5ページをお開きください。こちらの案件につきまして、事務局説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>議案第35号 農地転用許可後の事業計画変更申請について説明させていただきます。</p> <p>今回の申請内容については、許可面積の変更を伴う土地利用計画の変更が1件です。</p> <p>番号1については、令和5年2月に5条許可を得た転用計画について、建築する住宅の形が変わったことにより、現在の許可済面積に加えて新たな転用が必要となることから、変更承認を求めるものであります。なお、新たな取得分の5条申請が併せて提出されております。</p> <p>以上、農地転用許可後の事業計画変更申請について審議をお願い致します。</p>
会 長	<p>状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。</p> <p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。</p>
会 長	<p>議題第36号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。</p> <p>議案の6ページをお開きください。</p>
会 長	<p>農地法第4条許可申請1件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第36号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。</p> <p>今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が1件、面積については畑13㎡です。</p> <p>番号1については、申請地を譲り受け、一般個人住宅（駐車場）として利用したいため転用許可を求めるものです。農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。</p> <p>以上、農地第4条申請について審議をお願い致します。</p>
3番	<p>1番について説明します。場所は小坂町門坂です。現在畑となっているところで、車の出入り口にしたいため転用許可を求めるものであります。</p>
会 長	<p>状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>

会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請1件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。
	【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
会 長	議題第37号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の7～8ページをお開きください。
会 長	農地法第5条許可申請5件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が3件、工場用地への転用が2件、面積については田2,590㎡、畑12.68㎡です。
	番号1については、申請地を譲り受け、一般個人住宅（駐車場）として利用したいため転用許可を求めるものです。農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから問題は無いと思われまます。
	番号2については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われまます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。
	番号3・4については、申請地を譲り受け、資材置場として利用したいため転用許可を求めるものです。農地区分は、300m以内にJR飛騨宮田駅があることから第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われまます。なお、開発面積が1000㎡を超えており下呂市土地開発協議の対象となるため、開発協議の締結を条件としてご審議いただきます。
	番号5については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため転用許可を求めるものです。農地区分は、500m以内に萩原北中学校、きたこども園があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われまます。なお、こちらは先ほどご審議いただきました事業計画変更を伴うものです。 以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。
3番	1番について説明します。先ほどの4条申請と一体利用です。現状は原野に近い状況で、所有者は空き家で県外に住んでおり、周りは道路であるため問題ないと考えまます。
3番	2番について説明します。小坂の振興事務所から北へ500mほど、半分宅地化しており、隣にある家が譲受人の持ち家で、周りに農地はありません。

4番

3番・4番について説明します。場所は萩原町上呂で、宮田駅のすぐ西側です。日当たりは良いのですが踏切がなく、大型農具が入れないことから活用できていない土地です。隣にある****社がどんどん大きくなっており、農地として活用が難しいので****社に使ってもらうのがいいと思います。

8番

5番について説明します。場所は萩原町野上の****社営業所から300mほどのところ、先ほどの事業計画変更を伴うものです。

会 長

状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長

ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請5件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。

会 長

ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。

会 長

以上で本日の案件について審議を終了します。その他何かありましたらご意見伺います。

会 長

以上をもちまして、第8回 下呂市農業委員会を閉会します。

15時00分閉会

※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った

本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番